

山柔協第27-332号
平成27年10月14日

各柔道協会等団体の長 様
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会事務局長

全柔連公認ABC指導員の更新・養成講習会等に係る留意事項について

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
標記の更新等に係るC指導員養成講習会(ABC指導員養成講習会)については、今年度中に2回(C指導員養成講習会としては1回)追加して実施することとしています。
現在、日程等を各柔道協会等団体の予定を調査し、開催日時場所を決定する予定です。
さて、講習会の受講に係る留意事項は下記のとおりですので、よろしくお願ひします。

記

1 C指導員の更新

平成25年度認定者(山口県の証書H25.4/1付)については、今年度更新する必要があります。また、要件としてはC指導員養成講習会のうち任意の4時間(実技1時間以上を含む)を受講する必要があります。

2 AB指導員の更新

平成28年度までに、C指導員養成講習会のうち任意の4時間(実技1時間以上を含む)を受講する必要があります。

また、今年度と来年度の講習会で分割受講して要件を満たすことが可能です。

3 全柔連登録との関係

指導者資格保持者で、本年度の全柔連登録が行っていない方が、まだ、多数おられます。(登録手続きをしていないか、登録手続きをしたが登録料等を納入されていない方)

本年度更新時期の方が更新講習を受けられたとしても、全柔連登録していないと指導者資格は停止となってしまいます。

昨年度までに指導者資格を取得された方は、登録していない年度がある場合は、その間を補てんしての遡及登録をすることによって指導者資格の停止解除ができました。

たが、来年度以降は遡及登録制度が廃止となります。その場合、失効してしまいますので、登録状況を確認し、御指導くださるようお願いいたします。

4 養成講習会の受講（分割受講）

B・C養成講習会の受講については、仕事などの都合で1日だけとか、半日だけしか受講できないという方もおられます。その場合、年度を越えても分割受講して要件を満たすことが可能です。その期限は4年間とされていますので、よろしくお願ひします。

5 全柔連公認指導員の身近な具体的メリット

全柔連公認指導者のみが、全柔連が用意した、賠償責任保険制度に加入することができます。この制度は、全柔連公認指導員が、法律上の損害賠償請求を受け、治療費、慰謝料等多額の出費を負担せざるを得なくなった場合の、迅速な救済・補償を目的とした制度で、最高3億円の補償（年間保険料6,000円の場合）が受けられます。

問合せ先

一般社団法人山口県柔道協会 事務局

E-mail : yjk@c-able.ne.jp

電話・FAX 083-924-9510